

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### VII 医療保障

##### (1) 概要

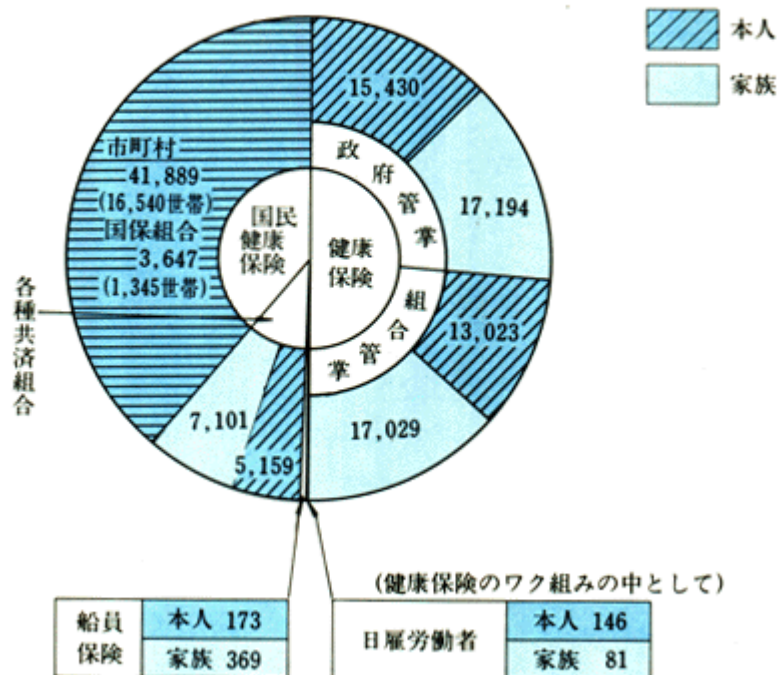
我が国では、すべての国民が何らかの医療保険の対象となる国民皆保険の体制が、昭和36年4月より実施されている。

医療保険制度を大きく分けると、被用者保険(被保険者は被用者自身であるが、この被用者に扶養される者も保険の対象である。)と、一般地域住民を対象とする地域保険とになる。

第VII-1図 各種医療保険制度適用人員数

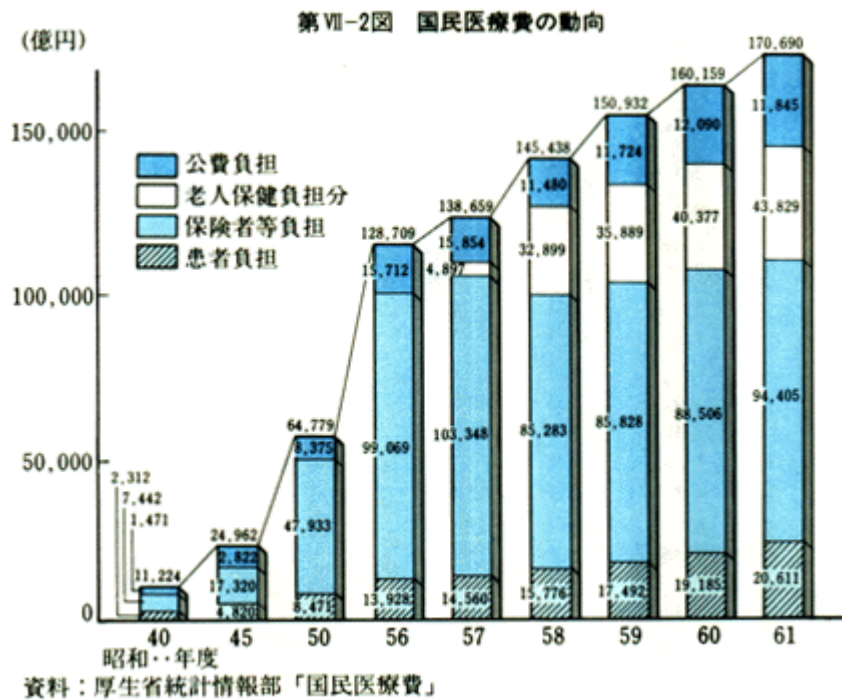
第VII-1図 各種医療保険制度適用人員数 (昭和62年3月末)

(単位：千人、千世帯)



資料：厚生省保険局調べ

第VII-2図 国民医療費の動向



第VII-3表 最近の診療報酬改定及び薬価基準改正

第VII-3表 最近の診療報酬改定及び薬価基準改正

	診療報酬の改定	薬価基準の改正
58年2月1日	医科0.3%の引上げ	
59年3月1日	医科3.0%, 歯科1.1%, 薬局1.0% 平均2.8%の引上げ	薬価ベース △16.6% (医療費ベース △5.1%)
60年3月1日	医科3.5%, 歯科2.5%, 薬局0.2% 平均3.3%の引上げ	薬価ベース △6.0% (医療費ベース △1.9%)
61年4月1日	医科2.5%, 歯科1.5%, 薬局0.3% 平均2.3%の引上げ	薬価ベース △5.1% (医療費ベース △1.5%)
63年4月1日	医科3.8%, 薬局1.7% 平均3.4%の引上げ	薬価ベース △10.2% (医療費ベース △2.9%)
63年6月1日	歯科1.0%の引上げ	

第VII-4表 国民医療費の年次推移

第Ⅶ-4表 国民医療費の年次推移

	国民医療費		国民一人 当たり 医療費 (千円)	国民医療費の割合		国民所得 対 前年度比 (%)
	総 数 (億円)	対 前年度比 (%)		対 国民総生産 (%)	対 国民所得 (%)	
昭和30年度	2,388	11.0	2.7	2.8	3.4	—
31	2,583	8.2	2.9	2.7	3.3	13.2
32	2,897	12.2	3.2	2.6	3.3	12.3
33	3,230	11.5	3.5	2.7	3.4	5.8
34	3,625	12.2	3.9	2.6	3.3	17.7
35	4,095	13.0	4.4	2.5	3.0	22.2
36	5,130	25.3	5.4	2.5	3.2	19.2
37	6,132	19.5	6.4	2.8	3.4	11.3
38	7,541	23.0	7.8	2.9	3.6	17.9
39	9,389	24.5	9.7	3.1	3.9	14.0
40	11,224	19.5	11.4	3.3	4.2	11.5
41	13,002	15.8	13.1	3.3	4.1	18.0
42	15,116	16.3	15.1	3.3	4.0	18.7
43	18,016	19.2	17.8	3.3	4.1	16.4
44	20,780	15.3	20.3	3.2	4.0	19.2
45	24,962	20.1	24.1	3.3	4.1	18.7
46	27,250	9.2	25.9	3.3	4.1	8.0
47	33,994	24.7	31.6	3.5	4.4	18.2
48	39,496	16.2	36.2	3.4	4.1	23.0
49	53,786	36.2	48.6	3.9	4.8	17.4
50	64,779	20.4	57.9	4.3	5.2	10.2
51	76,684	18.4	67.8	4.5	5.5	13.2
52	85,686	11.7	75.1	4.5	5.5	10.9
53	100,042	16.8	86.9	4.8	5.9	10.3
54	109,510	9.5	94.3	4.9	6.0	6.1
55	119,805	9.4	102.3	4.9	6.0	9.4
56	128,709	7.4	109.2	5.0	6.2	4.4
57	138,659	7.7	116.8	5.1	6.4	4.2
58	145,438	4.9	121.7	5.1	6.4	5.1
59	150,932	3.8	125.5	5.0	6.3	5.2
60	160,159	6.1	132.3	5.0	6.3	6.1
61	170,690	6.6	140.3	5.1	6.4	4.1

(注) 国民一人当たり医療費を算出するために用いた人口は、総務庁統計局「国勢調査」、「推計人口」(各年10月1日現在)を使用した。

資料：厚生省統計情報部「国民医療費」  
経済企画庁「国民経済計算」

第Ⅶ-5表 医療保障制度の国際比較

第VII-5表 医療保障制度の国際比較

(1989年1月調査)

	日 本	ア メ リ カ	イギリス	西ドイツ	フランス	スウェーデン				
制度の種類	社会保険方式	社会保険方式	保健サービス (医療給付) 社会保険方式 (現金給付)	社会保険方式	社会保険方式	保健サービス (入院給付) 社会保険方式 (外米・現金給付)				
適用対象	全 国 民 ○健康保険 ：一般被用者 日雇労働者 ○国民健康保険 ：一般地域住民 被用者保険の 退職者 ○他に特定地域の被 用者を対象とするもの として 船員保険 各種共済組合制度 がある。	65歳以上の年金受給 者及び障害年金受給 者、慢性腎臓患者	医療給付 ：全居住者 現金給付 ：被用者及 び自営業 者	職種により保 険制度が異な り、一般、農 業者制度に大 別される。 *高所得者 (年収54,900 マルク以上) には強制適用 されない。 適用率 約92%	職種により保 険制度が異な り、一般、特 別、農業、自 営業制度に大 別される。	医療給付 ：全居住者 現金給付 ：年収6,000クロ ーネ以上の有業 者及び大部 分の主婦				
制 度 名	政府管掌 健康保険	国民健康 保険	高齢者健康保険 (メディアア) 入院保険 補 足 的 医療保険	国民保健 サービス (医療給付) 国民保険 (現金給付)	一般疾病 保険制度	一般制度	国民保健 サービス (入院 給付)	国民保険 (外米・現 金給付)		
財 源	被 保 険 者	標準報酬 月額 4.15%+ 賞与等の 0.3%	一世帯当 たり平均 月額 124,700円 (61年度)	報酬の (45,000 ドル程度) 1.45%	24.80ドル	(国民保険) 週305ポンド までの報酬の 5%,7%,9%	支払報酬の (平均)6.45%	総報酬の 5.9%	なし (自営業 者は年収 の9.5%)	
	使用者	標準報酬 月額 4.15%+ 賞与等の 0.5%	—	同 上	—	(国民保険) 週305ポンド までの報酬の 5%,7%,9%, 10.45%	同 上	総報酬の 12.6%	なし	支払賃金 総額の 9.5%
	国 庫 負 担	保険給付 費の 16.4%+ 賞与等の 0.2%	給付費の 50%	なし	収入の約 70% (連 邦政府一 般収入)	国民保健サー ビス費用の約 90%	原則としてなし	原則としてなし	全費用を 地方公共 団体と国 で負担	健康保険 費用の 約15%

資料：厚生省保険局調べ

第VII-6表 医療保険制度の現況

第Ⅶ-6表 医療保険制度の現況

		健康保険			船員保険
根拠法 (法律) (施行)		健康保険法 (大11.4.22法70) (昭2.1.1)			船員保険法 (昭14.4.6法73) (昭15.6.1)
対象		一般被用者	日雇労働者	船員	
经营主体 (昭和63.3現在)		政府 (社会保険庁)	各健康保険組合 (1,800)	政府 (社会保険庁)	政府 (社会保険庁)
加入者数 (昭和63.3末現在)		1,586万人 家族(1,736万人)	1,332万人 (1,722万人)	14万人 (7万人)	16万人 (34万人)
財源	率 %	4.15 } 8.3% 4.15 } (61.3~)	3.523 (平均)	1級日額 55円 } 140円 85円 }	4.1 } 8.2%
	本人 } 料 } 使用者 } 計	特別保険料 本人0.3 使用者0.5 } 1 国庫補助0.2	4.614 (63.3月末)	11級日額 755円 } 1,970円 1,215円 } (61.4~)	4.1 } (57.4~)
国庫負担 (昭和63年度予算)		事務費の全額			
		給付費等の16.4%	給付費の補助 70.5億円	給付費等の16.4%	給付費の補助 27億円
医療給付	療費の給付	9割(国会で承認を受けて厚生大臣の告示する ※希望する医療機関における日の翌日から8割) 以上2,500円以下のとき200			
	家族療養費	入院 8 割			
現金給付	高額療養費	*自己負担額が5万4千円(低所得者は3万円)を超える場合、その超える ①世帯合算(同一月に3万円(低所得者2万1千円)以上の負担が複数生 ②多数回数該当世帯の負担軽減(前12か月間に高額療養費の支給が4回以 ③長期高額疾病患者の負担軽減(血友病・人工透析を行う慢性腎不全の患			
	傷病手当金 ・出産手当金 ・分娩費 等	同左	同左	同左	同左
		(附加給付あり)			

資料：厚生省保険局、社会保険庁調べ

(昭和63年4月1日現在)

国家公務員等 共済組合	地方公務員 等共済組合	私立学校教職員 共済組合	国民健康保険		
国家公務員等共済組合法 (昭58.12.3法82) 〔昭59.4.1〕	地方公務員等共済組合法 (昭37.9.8法152) 〔昭37.12.1〕	私立学校教職員共済組合法 (昭28.8.21法245) 〔昭29.1.1〕	国民健康保険法 (昭33.12.27法192) 〔昭34.1.1〕		
国家公務員及び 公社の役職員	地方公務員	私立学校教職員	農業者・自営業者等	被用者保険 の退職者	
各省庁及び各公社 共済組合 (27)	各地方公務員共済 組合 (54)	私立学校教職員 共済組合 (1)	各市町村 (3,262)	各国民健康 保険組合 (167)	各市町村
115万人 (170万人)(62.3末)	337万人 (395万人)(62.3末)	36万人 (34万人)(62.3末)	市町村4,156万人、国保組合378万人 (計4,534万人)		
2.77 ↓ 4.63 5.54 ↓ 2.77 9.26 ↓ 4.63 (63.3末)	3.81 ↓ 6.18 7.62 ↓ 3.81 12.36 ↓ 6.18 (63.3末)	3.65 ↓ 7.30 ↓ 3.65 (63.3末)	(61年度1世帯当たり平均保険料(税) 調定額)  (124,706円) (市町村)		
事務費の全額 (公社は公社負担)	(各地方公共団体 が事務費の全額 負担)	事務費の一部	事務費の全額		
一部負担金は、医療費が1,500円以上のとき100円、1,501円 円、2,501円以上3,500円以下のとき300円、3,501円以上のとき1割			給付費の 50%	給付費の 32%~52%	なし
外 来 7 割			7 割		8 割 入院8割 外来7割
額を支給する。 じた場合は、これを合算して世帯単位で高額療養費を支給) 上になった時には、4回目以降の自己負担額は3万円(低所得者2万1千円)) 者については、自己負担限度額は月1万円)					
同 左  (附加給付あり)			・助産費 ・葬祭費 ・育児手当金  等 (但し任意給付)		

## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### VII 医療保障

##### (2) 医療保険の適用状況

第VII-7表 政府管掌健康保険の適用状況(一般被用者)

第VII-7表 政府管掌健康保険の適用状況(一般被用者)

年 度 末	昭和58年度	59	60	61	62
事業所数(千所)	908	916	924	941	989
被保険者数(万人)	1,512	1,529	1,533	1,543	1,586
男	965	975	980	988	1,017
女	547	553	553	555	569
被扶養者数(万人)	1,681	1,705	1,721	1,719	1,736
平均標準報酬月額(円)	192,604	204,622	211,054	216,541	221,074
男	227,743	243,074	250,306	255,907	260,540
女	130,657	136,821	141,516	146,373	150,540

資料：社会保険庁調べ

第VII-8表 組管掌健康保険の適用状況

第VII-8表 組管掌健康保険の適用状況

年 度 末	昭和58年度	59	60	61	62
組 合 数	1,711	1,722	1,743	1,777	1,800
被保険者数(万人)	1,215	1,240	1,272	1,302	1,332
男	891	909	931	950	970
女	324	331	342	352	362
被扶養者数(万人)	1,647	1,671	1,696	1,703	1,722
平均標準報酬月額(円)	244,135	259,599	269,382	276,145	281,884
男	277,410	296,197	307,431	314,328	320,279
女	152,585	159,148	165,694	173,084	179,128

資料：厚生省保険局調べ

第VII-9表 船員保険の適用状況

第VII-9表 船員保険の適用状況

年 度 末	昭和58年度	59	60	61	62
船舶所有者数 (千所)	10	10	10	9	9
被保険者数 (万人)	20	19	18	17	16
被扶養者数 (万人)	44	41	39	37	34
平均標準報酬月額 (円)	259,987	275,283	284,107	282,984	287,409

資料：社会保険庁調べ

第VII-10表 国民健康保険の適用状況

第VII-10表 国民健康保険の適用状況

年 度 末	昭和58年度	59	60	61	62
保 險 者 数	3,440	3,438	3,437	3,437	3,429
(市町村)	(3,272)	(3,270)	(3,270)	(3,270)	(3,262)
(国保組合)	(168)	(168)	(167)	(167)	(167)
世 帯 数 (千世帯)	16,735	17,081	17,480	17,886	18,145
(市町村)	(15,492)	(15,806)	(16,181)	(16,540)	(16,739)
(国保組合)	(1,242)	(1,275)	(1,299)	(1,346)	(1,406)
被 保 険 者 数 (万人)	4,484	4,503	4,529	4,554	4,534
(市町村)	(4,143)	(4,154)	(4,175)	(4,189)	(4,156)
(国保組合)	(341)	(349)	(354)	(365)	(378)
一 般 被 保 険 者 数	-	3,703	3,672	3,640	3,571
退 職 被 保 険 者 等 数	-	267	297	324	350
退 職 被 保 険 者 数	-	177	196	215	232
被 扶 養 者 数	-	90	101	109	118
老 人 保 健 医 療 給 付 対 象 者 数	-	533	560	589	613

資料：厚生省保険局調べ



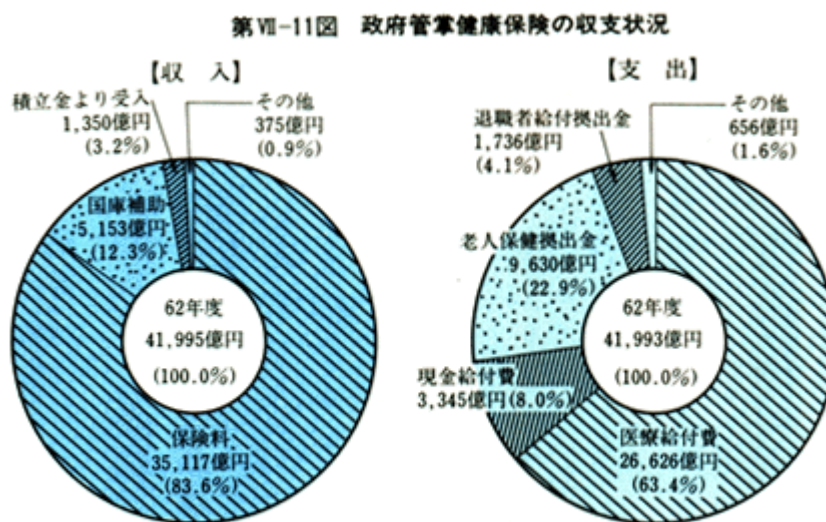
## 第2編

### 第1部 制度の概要及び基礎統計

#### VII 医療保障

##### (3) 医療保険の収支状況

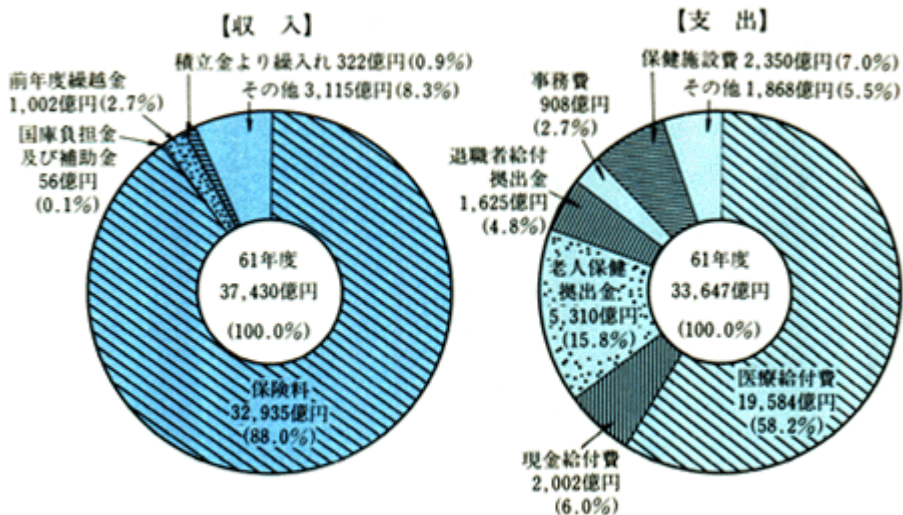
第VII-11図 政府管掌健康保険の収支状況



資料：社会保険庁調べ

第VII-12図 組合管掌健康保険の収支状況

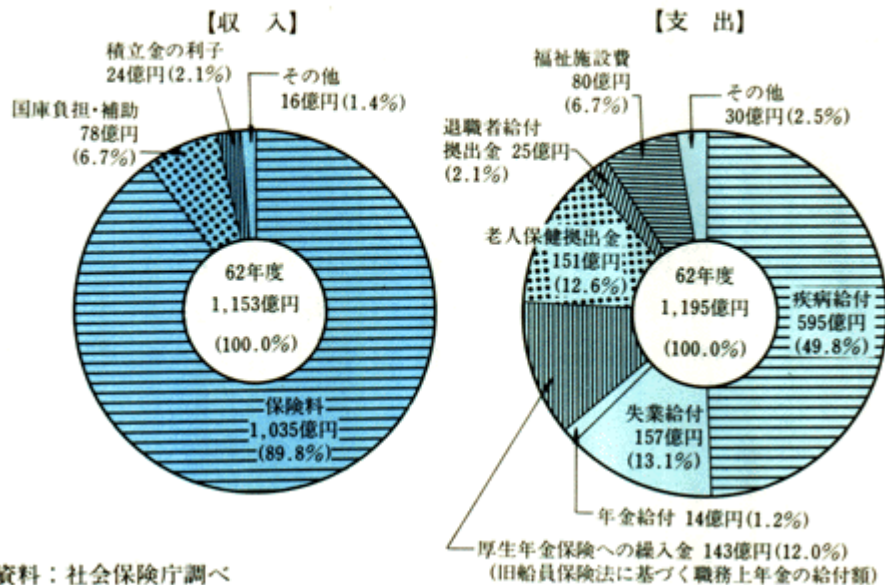
第VII-12図 組合管掌健康保険の収支状況



資料：健康保険組合連合会調べ

第VII-13図 船員保険の収支状況

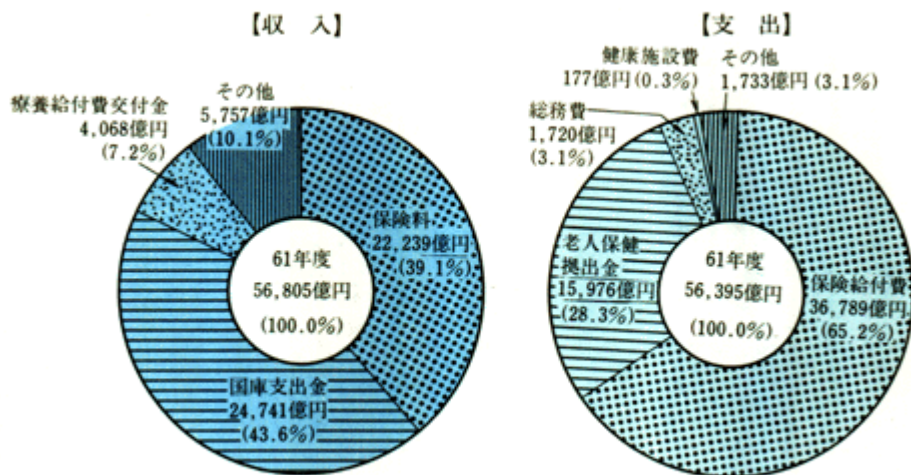
第VII-13図 船員保険の収支状況



資料：社会保険庁調べ

第VII-14図 国民健康保険の収支状況

第Ⅶ-14図 国民健康保険の収支状況



資料：厚生省保険局調べ